

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する
御意見募集の結果について

令和5年1月5日
厚生労働省職業安定局
高齢者雇用対策課

標記について、ホームページを通じて御意見を募集いたしました。
その結果、計4通の御意見（本件に係る御意見は2通）をお寄せいただきました。
お寄せいただいた御意見とそれに対する厚生労働省の考え方については、別添のとおり
です。
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

	御意見	御意見に対する考え方
1	様式等の具体的内容案が作成されたら再度意見公募を行っていただきたい。	行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項により、「命令等」を定めようとする場合には意見公募手続（パブリックコメント）を実施することとされていますが、職業安定局長が定める当該報告様式の具体的内容については、職業安定局長の通知により定めることを予定しており、「命令等」の制定には該当しないため、意見募集は実施しません。
2	今まで報告しなくて良かったものが、今回報告しなければならなくなる理由を明確にしてください。	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」といいます。）第23条第3項において、労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「派遣元事業主」といいます。）は労働者派遣法第23条の2に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない旨が規定されており、当該規定は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第6項の規定により、シルバー人材センターが派遣元事業主となる場合にも適用されます。</p> <p>このため、改正前にもシルバー人材センターには報告義務があり、改正により新たに報告義務が課せられるものではありません。</p> <p>今回の改正は、関係派遣先割合の報告様式について、これまでは職業安定局長が定める様式がなく、一般の派遣元事業主が用いる様式が適用されていましたが、他の報告様式と同様に、シルバー人材センターが用いるべき様式を職業安定局長が定めることとするものです。</p>